

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後備置書面)

2026 年 4 月 1 日

株式会社モルフォ

## 吸収合併に係る事後開示書面

2026年4月1日

東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号  
株式会社モルフォ  
代表取締役社長 平賀 督基

株式会社モルフォ（以下「当社」といいます。）は、株式会社モルフォ AI ソリューションズ（以下「消滅会社」といいます。）と2025年12月12日付で締結した吸収合併契約書（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社モルフォ AI ソリューションズを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、本吸収合併に関する事後開示をいたします。

### 記

#### 1 本吸収合併が効力を生じた日

2026年4月1日

#### 2 消滅会社における手続の経過

##### (1) 本吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

消滅会社は、当社の完全子会社であったため、本吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求はありませんでした。

##### (2) 新株予約権買取請求の手続の経過

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

##### (3) 債権者の異議申述の手続の経過

消滅会社は、2026年2月5日、本吸収合併に関する異議申述の公告を官報及び日刊工業新聞に掲載いたしました。異議申述期限までに消滅会社に対し異議を申述した債権者はいませんでした。

### 3 当社における手続の経過

#### (1) 吸収合併をやめることの請求の手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づく株主からの本吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

#### (2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 4 項に基づき、2026 年 2 月 5 日に電子公告により株主に対して公告を行いました。反対株主の株式買取請求はありませんでした。

#### (2) 債権者の異議申述の手続の経過

当社は、2026 年 2 月 5 日、本吸収合併に関する異議申述の公告を官報に掲載し、電子公告を行いました。異議申述期限までに当社に対し異議を申述した債権者はありませんでした。

### 4 吸収合併により当社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、消滅会社から資産、負債その他権利義務の一切を承継しました。

### 5 消滅会社が本店に備え置いた書面

別紙のとおりであります。

### 6 変更登記日

本吸収合併による当社の変更登記申請及び消滅会社の解散登記申請は、2026 年 4 月 1 日に行う予定です。

### 7 その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

2026 年 2 月 5 日

株式会社モルフォ AI ソリューションズ

## 吸収合併に係る事前開示書面

2026年2月5日

(消滅会社)

東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号  
株式会社モルフォ AI ソリューションズ  
代表取締役 平賀 督基

当社は、吸収合併消滅会社として、会社法782条第1項及び会社法施行規則182条の定めに従い、下記のとおり開示いたします（吸収合併存続会社は株式会社モルフォ（以下「存続会社」といいます。）です。）。

### 1 吸収合併契約

別紙1のとおりであります。

### 2 合併対価の定め相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

### 3 合併対価の参考となるべき事項

該当事項はありません。

### 4 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

### 5 存続会社の計算書類等に関する事項

存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により閲覧可能です。なお、存続会社及び消滅会社ともに、最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

### 6 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況から、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙 1

# 吸収合併契約書

株式会社モルフォ（以下「モルフォ」という。）及び株式会社モルフォ AI ソリューションズ（以下「AIS」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（合併の方法）

モルフォ及びAISは、本契約に従い、モルフォを吸収合併存続会社とし、AISを吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

## 第2条（合併をする会社の商号及び住所）

### (1) モルフォ（吸収合併存続会社）

商号：株式会社モルフォ

住所：東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号

### (2) AIS（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社モルフォ AI ソリューションズ

住所：東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号

## 第3条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

モルフォは、本合併に際して、AISの株主に対して、モルフォの株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

## 第4条（モルフォの資本金及び準備金の額）

本合併に際し、モルフォの資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

## 第5条（合併が効力を生ずる日等）

1. 本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。  
ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、モルフォ及びAISは協議の上、これを変更することができる。
2. モルフォは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、本契約の承認その他本合併に必要な事項に関する承認を得る。効力発生日の前日までに、モルフォの株主総会におけるこれらの承認が得られないときは、本契約はその効力を失う。
3. AISは、本合併が会社法第784条第1項に定める略式合併の要件を満たすため、本契約に関し、株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

## 第6条（会社財産の承継）

モルフォは、効力発生日において、効力発生日の前日におけるAISの全ての資産及び負債

並びに権利義務の一切を承継する。

#### **第7条（会社財産の管理等）**

モルフォ及びAISは、本契約締結後、効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、モルフォ及びAISは、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

#### **第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）**

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、モルフォ及びAISの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又はその他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### **第9条（秘密保持）**

モルフォ及びAISは、本合併に関し、本契約の内容、本合併に係る協議・交渉経緯・内容及び相手方から開示される一切の情報（次の各号に掲げる情報を除き、以下「秘密情報」と総称する。）につき、相手方の書面による事前の承諾なく、弁護士、公認会計士、税理士及び財務アドバイザー以外の第三者に開示又は漏洩してはならず、本合併の検討以外の目的で使用してはならない。ただし、法令若しくは金融商品取引所の規則又は裁判所の決定に基づき開示を要求される場合には、必要最小限の範囲で開示することができる。

- (1) 受領した時点で公知であった情報又は受領後に受領者の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
- (2) 受領した時点で、受領者が既に保有していた情報
- (3) 受領者が別途正当な権限を有する第三者から適法にかつ守秘義務を負わずに取得した情報
- (4) 受領者が秘密情報によらずに独自に取得した情報

#### **第10条（公表）**

モルフォ及びAISは、相手方の事前の同意なく、本合併の検討内容について公表せず、プレス・リリースその他の公表の内容、時期及び方法については、モルフォとAISとで別途協議の上、合意する。

#### **第11条（合意管轄及び準拠法）**

1. 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法令に準拠する。

**第 12 条**           **(協議事項)**

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、モルフォと AIS とで協議の上、これを決定する。

(以下余白)

本契約締結の証として本書1通を作成し、モルフォ及びAISが記名押印の上、モルフォは原本を、AISはその写しを、それぞれ保有する。

2025年12月12日

(モルフォ)

住 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号

会社名 株式会社モルフォ

代表者 代表取締役社長 平賀 督基 ④

(AIS)

住 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号

会社名 株式会社モルフォ AI ソリューションズ

代表者 代表取締役社長 古川 祐督 ④